

トンネル発注工事における概略発注方式の試行について

令和3年3月29日

予定価格の算出は、土木工事標準歩掛等の各種積算基準に基づき行っているところですが、積算から入札・契約に至るまでの受発注者の負担軽減や業務効率化を図るため、トンネル工事における概略発注方式を試行しますので、お知らせします。

記

- 1 試行対象工事 トンネル（NATM）新設工事のうち発注者が設定した工事
- 2 試行対象工種 トンネル仮設備工※
※トンネル仮設備保守、トンネル電力設備、トンネル照明設備等
- 3 試行内容
 - (1) 当初積算、入札・契約
 - ・トンネル仮設備工は1式で計上。積算方法は下記のとおり。
トンネル仮設備工1式＝
（トンネルの内、掘削土の残土処理、掘削補助工、
トンネル仮設備工及び交通管理工を除く直接工事費） × 16%
 - ・特記仕様書等に試行対象工事であることを明記
 - (2) 変更積算、変更契約
 - ・当初1式計上したトンネル仮設備工について、県積算基準等に基づき従来どおりの積上げ積算により変更積算、変更契約を行う
- 4 適用 令和3年4月1日以降発注する工事に適用

【問い合わせ先】

建設政策課 技術・情報システム班 楠野・井上

【電話】097-506-4559